

【共通】

Q 1. 導入機器が補助対象なのか対象外なのか判別が難しい。

A 1. 別紙 1 補助対象機器確認リストにまとめましたのでご参照ください。このほか、判別が難しいものに関しては、都道府県を通じて個別にお問い合わせいただいで差し支えありません。

なお、事業内容を含め、総合的に判断しますので、お問合せの際は、事業内容も併せてご説明ください。

Q 2. 保守費用やソフトウェアライセンス費用について、業者からの見積は年間費用で出てきているが、どのように様式 1-2 に記載すれば良いか。

A 2. 当該年度分のみ按分して記載してください。例えば保守費が 120,000 円/年だったとして、事業開始が 9 月からの場合、9 月から 3 月までの 7 カ月分（上記の場合 70,000 円）のみ補助事業経費として申請可能です。

Q 3. LAN 配線やネットワーク機器は補助対象か。

A 3. 補助対象外になります。

Q 4. 三社見積を行ったが、業者ごとに見積内容が異なる。問題ないか。

A 4. 三社見積に当たっては、機器の性能・台数等、学校側が希望する条件を統一した上で行ってください。近年、条件が一致していない見積もりの提出が多くあり、再取得いただく事例もありましたので、ご留意ください。

Q 5. ショッピングサイトで購入する場合も補助対象となるか。

A 5. ショッピングサイトから直接購入した場合の費用も、補助対象となり得ます。その場合であっても、「入札の内容が分かる書類又は見積書の写し」として、その他のショッピングサイト等で購入した場合（不採択分）の費用がわかる資料をあわせてご提出ください。なお、他の見積り内には、送料や設置費用があるにもかかわらず、ショッピングサイトの見積りには含まれていない事例がありましたのでご留意ください。

Q 6. 「コンピュータ」の整備に当たって、「1 人 1 台端末の整備」か「授業環境の整備」か判別しづらい。判断基準はどのようなものか。

A 6. 一概に申し上げることは困難であり、様々な要因から総合的に判断する必要があります。社会通念に照らして合理性があるかで判断することとなります。

Q 7. コンピュータ（生徒 1 人 1 台端末の用に供する端末）を 1 台でも整備すれば下限額は 100 万円となるのか。

A 7. 申請内容にコンピュータ（児童生徒 1 人 1 台端末の用に供する端末）が、1 台でも含まれていることをもって、ただちに下限額を 100 万円とするものではありません。申請内容を精査した結果、コンピュータ（児童生徒 1 人 1 台端末の用に供する端末）の整備が主たる内容と考えられない場合は、下限額は 500 万円となります。

Q 8. 教員が授業で使用するコンピュータは補助対象か。

A 8. 用途によります。例えば、コンピュータ室における管理用のコンピュータであ

れば補助対象となり得ますが、各教員が各々持ち出したり、一律に配布する等、主として教員が使用するような場合は、本事業の目的と合致するとまでは言えないため、補助対象外となります。

Q 9. 納入予定の機器が廃番・モデルチェンジがある。または、外的な要因（半導体の不足等）により、申請した機器と納品された機器の型番が異なる。必要な手続きが知りたい。

A 9. 金額変更を伴わない、または金額が申請時よりも安価になる場合の機器の変更については、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載するのみで差し支えありません。

金額が申請時よりも高価になる場合の機器の変更についても、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載することに加えて、申請時の1台当たりの金額を上限に補助します。なお、整備台数の見直しや他に整備する機器の見直し等により、補助金総額の範囲内で経費を流用することは認められませんのでご留意ください。

Q 10. 年度内に補助事業が完了しないことが明らかな事業を申請してよいか。

A 10. 年度内に事業が完了することが前提ではありますが、資材調達の遅れ等、申請後に生じた、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了することが困難な場合は、都道府県において、各地方財務局と調整の上、繰越し手続きを行ってください。繰越しが必要になることが確定した際は、速やかにご連絡ください。

Q 11. 交付要綱様式第8「額の確定報告書」について、事業経費は、総事業経費と補助対象経費のどちらを記入するのか。

A 11. 補助対象経費を記入してください。

Q 12. 事業完了とは、事業経費の支払い完了日を指すのか。

A 12. 機器の納入完了をもって、事業完了とみなします。

【1人1台端末整備を除く整備】

Q 13. 電子黒板機能付きプロジェクタを導入しようと思うが、様式1-2の「機器の区分」は「一体型電子黒板」「プロジェクタ」どちらになるのか。

A 13. プロジェクタになります。一体型電子黒板とはデジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体式のものを指します。

【1人1台端末の整備】

Q 14. 端末1台あたりの補助上限額が55,000円ということによいか。

A 14. 端末1台あたりの補助対象経費の上限額が55,000円です。例えば、タブレット端末の整備を100台（単価5万円）行う場合、事業経費は、タブレット端末の他、タッチペン、設定作業費、消費税等を合わせて、6,160,000円となります。この場合、1台当たりの割戻し単価は61,600円となりますが、上限を超えているため、上限単価55,000円に100台を乗じた額の2/3（補助率）の3,666千円が補助申請予定額となります。

Q 15. 整備する端末に予備機も含めて申請してよいか。

A 15. 小学校・中学校（義務教育段階）等は、予備機も補助対象となりますが、1人1台端末の整備として必要な台数を申請してください。なお、予算額が超過し

た場合、予備機が認められない場合がありますのでご注意ください。一方で、高等学校等（義務教育段階以外）は、補助対象外です。

Q 1 6. キーボードやタッチペンのみ整備する場合、補助対象となるか。

A 1 6. 1人1台端末もあわせて整備する場合には補助対象となりますが、キーボードやタッチペンのみを整備する場合は、対象外となります。

Q 1 7. 翌年度に入学する児童生徒の1人1台端末を整備することは可能か。

A 1 7. 補助要件を満たす場合は可能です。ただし、整備する端末数については、定員等の根拠に基づき算定を行うなど、過剰な端末数を申請することがないようにご注意ください。

Q 1 8. 児童生徒1人1台端末の整備事業で整備した端末にインストールするソフトウェアライセンスの費用は補助対象か。

A 1 8. 補助対象外になります。前提として、当該端末で使用するソフトウェアも、補助対象外です。

Q 1 9. 教員が授業で使用するコンピュータは補助対象か。

A 1 9. 補助対象外です。当該事業は、学習者用の1人1台端末の整備を目的としています。そのため、各教員が各々持ち出したり、一律に配布する等、主として教員が使用するような場合は、本事業の目的と合致すると言えないため、補助対象外となります。管理端末についても同様です。

以上